
物価変動会計論

流通経済大学教授

加古宜士著

中央経済社

《著者略歴》

- 1937年 愛知県に生まれる
1960年 早稲田大学第一政治経済学部卒業
1966年 早稲田大学大学院商学研究科博士課程修了
1965年 流通経済大学経済学部助手，以後，専任講師，助教授を経て
1974年 流通経済大学教授，現在に至る
早稲田大学講師，筑波大学講師兼任
〔訳 書〕 ジェディヤ・スプラウス著「利益と資金の会計——アカウンティング・フロー（共訳）」東洋経済新報社
〔主要論文〕「インフレーション会計の展望」会計 第117巻第5号（日本会計研究学会賞受賞）

著者との
了解により
検印省略

物価変動会計論

昭和56年12月10日 第1版発行

著者 加 古 宣 士

発行者 渡 辺 正 一

発行所 (株) 中 央 経 済 社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電 話・(293) 3 3 7 1 (編集部)

(293) 3 3 8 1 (営業部)

振替口座・東京0-8432

印刷/文 昇 堂

製 本/談 製 本

落丁・乱丁本はお取替え致します。

4621

ISBN4-481-17453-6 C3034

序

物価変動会計論は、物価の変動が企業の財政状態および経営成績にどのような影響を及ぼしているかを正しく把握し、その実態を財務諸表上適時に開示するための理論と手法を明らかにすることを基本的な課題としている。それは同時に、取得原価主義会計として特徴づけられる伝統的な企業会計が、物価変動という経済環境の変化に直面して露呈する種々の欠陥ないし限界を積極的に認識し、これを克服するための新しい会計理論の体系を構想しようとするものでもある。

本書では、このような立場から、まず、(1)伝統的な取得原価主義会計そのものについて再検討を加え、ついで、(2)取得原価主義会計を補完し、または代替すべき物価変動会計論の一般的特徴を類型的にとらえ、これを踏まえて、(3)これまでに英米等において提唱され、または実践されてきている多様な物価変動会計論の展開過程を歴史的に考察した。そのうえで、(4)最も典型的な物価変動会計論として、①一般物価変動会計論、②個別価格変動会計論および③結合会計論の三つをとりあげ、それぞれの特徴と問題点を、計算構造面にまで立ち入って詳細に吟味した。そして最後に、(5)以上の検討結果を総括するとともに、物価変動会計の公表財務諸表制度への導入問題について若干の展望を試みた。

もとより、本書は、物価変動会計論研究の一里塚を示すものにすぎず、むしろ今後に残された課題のあまりにも多いことを痛感せざるをえない。今後とも、一層の努力を傾注して、残された課題の究明に邁進したいと念願している。

本書の執筆にあたっては、学界および実務界の多くの方々から有益なご教示をいただいたが、もともと、本書の主題である物価変動会計論の研究に私を動機づけ、また培ってくださったのは、恩師・新井清光博士である。これまで、私の遅々とした歩みを暖かく見守りつづけ、時に励まし、時に叱咤していただき

った先生に心から深く感謝申しあげる。また、学生時代から絶えず有益なご指導とご助言をいただいている青木茂男・染谷恭次郎の両先生をはじめ、早稲田大学会計学研究室の諸先生に心から篤くお礼申しあげる。また学界では、とくに日本会計研究学会・インフレーション会計特別委員会(1974—77年度)において、片野一郎・森田哲彌・竹村欣也・白鳥庄之助の諸先生から貴重なご高教を得ることができ、さらに大蔵省・企業会計審議会においては、「企業内容開示制度における物価変動財務情報の開示に関する意見書」(1980年5月)の作成に従事する機会を与えられ、黒澤 清・番場嘉一郎その他の諸先生から暖かいご指導・ご鞭撻をいただいた。ここに篤くお礼申しあげる次第である。

最後に、私に快適な研究環境を提供され、かつ、ご教示をいただいている流通経済大学の諸先生に深く感謝申しあげるとともに、本書の出版にあたり終始ご厄介をおかけした中央経済社の山本時男常務取締役、長田光雄会計編集部次長および松枝孝夫氏に篤くお礼申しあげる。

1981年 初 秋

加 古 宜 士

目 次

第1章 序 論 ——取得原価主義会計の再検討——	1
第1節 問題の提起	1
第2節 取得原価主義会計の基本構造	2
1. 名目貨幣単位	2
2. 取得原価基準	3
3. 名目資本概念	5
第3節 取得原価主義会計の有用性	6
第4節 物価変動と取得原価主義会計	9
第2章 物価変動会計論の類型	13
第1節 会計システムの基本的類型	13
第2節 現在価値概念と現在購買力単位	16
第3節 資本概念と会計システム	17
第3章 物価変動会計論の発展	29
第1節 1960年代までの物価変動会計論	29
第2節 1970年代以降の物価変動会計論	32
第4章 アメリカにおける物価変動会計論	45
第1節 SEC「会計連続通牒 第190号」	45
第2節 FASB公開草案——1978年版	50
1. 「公開草案」の概要	50
2. 「公開草案」の特徴と問題点	59

第3節 FASB財務会計基準書第33号	65
1. 「基準書」の概要	65
2. 一般物価変動会計情報の開示	69
3. 個別価格（現在原価）変動会計情報の開示	71
4. 結合会計による開示様式の導入	73
5. 「基準書」の特徴と問題点	74
第5章 イギリスにおける物価変動会計論	89
第1節 サンディランズ委員会報告書	89
1. 「報告書」の概要	89
2. 現在原価会計の提唱	97
3. 操業利益と保有利得の分離	105
4. 「企業にとっての価値」の概念	108
5. 「報告書」の特徴と問題点	112
第2節 モーペス委員会公開草案第18号	114
第3節 ASC暫定勧告書——ハイド・ガイドライン	121
第4節 ICAEW会計実務基準書第16号	131
1. 「基準書」の概要	131
2. 売上原価修正	134
3. 貨幣運転資本修正	135
4. ギアリング調整	137
5. 「基準書」の特徴と問題点	140
第6章 国際会計基準における物価変動会計論	149
第1節 歴史的経緯	149
第2節 国際会計基準公開草案第17号	150
1. 「公開草案」の概要	150
2. 減価償却費と売上原価の修正計算	153

3. 現在原価会計における財務的修正項目	155
4. 「公開草案」の特徴と問題点	160
第7章 一般物価変動会計論	165
第1節 一般物価変動会計の課題	165
第2節 一般物価変動会計の基本構造	167
1. 現在購買力単位の採用	167
2. 貨幣購買力利得または損失の認識	171
3. 貨幣購買力資本の維持	174
第3節 一般物価変動会計の具体的例示	175
1. 計算手続の概要	175
2. 具体的例示	181
第4節 一般物価変動会計の特徴と問題点	192
第8章 個別価格変動会計論	197
第1節 個別価格変動会計の課題	197
第2節 現在原価会計の基本構造	199
第3節 現在原価会計の具体的例示	200
第4節 現在原価会計とバックログ償却	208
第5節 現在原価会計の特徴と問題点	213
第9章 結合会計論——修正現在原価会計論——	221
第1節 結合会計の課題	221
第2節 結合会計の基本構造	223
第3節 修正現在原価会計の具体的例示	227
第4節 修正現在原価会計の特徴と問題点	235

4 目 次

第10章 総括と展望	239
参 考 文 献	253
そ え が き	271
索 引	273

第1章 序 論

——取得原価主義会計の再検討——

第1節 問題の提起

近年、各国における物価変動会計の研究およびその制度化へのテンポは、世界的なインフレーションの進行を背景として著しく速められてきており、とくにイギリスおよびアメリカにおいては、物価変動会計を公表財務諸表制度に導入するという一般的な同意のもとに、各種の提案が相次いで公表され、試行的な形態としてではあるが、すでに実践段階に移行しつつある。本書は、これら各国の現段階における実践形態をも参照しつつ、物価変動会計のわが国制度会計への導入問題を展望することを目的としている。以下、次の三つの観点からこの問題の検討を進めたい。

- (1) 物価変動に対処し、その影響を適切に開示しうる会計システムとして、どのようなシステムがありうるか——その類型的考察
- (2) 各国において、どのような形態の物価変動会計が、どのような仕方で制度化されようとしているか——その歴史的考察
- (3) わが国において、物価変動会計の制度化を考える場合に、どのような形態の物価変動会計を導入すべきか——その制度化への展望

さて、物価変動会計は、企業をとりまく経済環境の変化を、会計情報に積極的に反映させようとする試みのひとつであり、とくに物価の変動という経済的事実に着目して、それが企業の財政状態および経営成績にどのような影響を及

ばしているかを正しく把握し、その実態を財務諸表上適時に開示することを基本的な目的としている。それは同時に、取得原価主義会計として特徴づけられる伝統的な企業会計のもつ限界を認識し、それを克服しうる新しい会計システムを構想しようとするものでもある。したがって、物価変動会計の理論的および実践的な検討にあたっては、何よりもまず、取得原価主義会計そのものについて、再検討が加えられなければならない。

そこで本章では、まず、伝統的な取得原価主義会計について、①その計算構造が基本的にどのようなファクターによって組み立てられており、また②それはどのような有用性をもち（取得原価主義会計のもつ有用性は物価変動会計においても可能な限り受け継がなければならない。）、さらに③物価変動という経済環境の変化に直面して、どのような限界ないし欠陥を露呈するか、を明らかにすることとしたい。

第2節 取得原価主義会計の基本構造

今日、わが国のみならず各国の公表財務諸表制度が、その立脚基盤としている会計のシステムは、取得原価主義会計である。この会計システムのエッセンスは、次の3点に要約することができる⁽¹⁾。

- ① 会計の測定単位として「名目貨幣単位」を採用していること。
- ② 資産の評価基準として「取得原価基準」を採用していること。
- ③ 資本概念として「名目（貨幣）資本概念」を採用していること。

以下、これら3点にかかわらしめて、取得原価主義会計の基本構造を考察する。

1. 名目貨幣単位

取得原価主義会計においては、企業と外部者との取引事実がとくに重視され、企業が公表する財務諸表は、企業が一方の当事者である取引において、実際に成立した価格にもとづいて作成される。そして、この取引価格は、当該

取引時点において、企業と外部者との間で同意された貨幣単位数で測定される⁽²⁾。

すなわち、企業にとって最も一般的かつ重要な取引は、購入市場から生産要素としての資産（財貨または用役）を受け入れ、これと引きかえに貨幣（現金または現金等価物）を提供する購入取引と、販売市場に対して生産物としての資産を提供し、これと引きかえに貨幣を受領する販売取引であるが、取得原価主義会計においては、これら購入または販売取引に際して、実際に授受された貨幣の一単位（たとえば1円）が、会計上の測定単位として採用されるわけである。

このように、取得原価主義会計において測定単位として採用される貨幣単位は、企業と外部者との取引が行われた時点において具体的に授受された貨幣の名目単位である。それは異なる取引時点において、そのつど、決済の用に供された貨幣の名目単位を指すものであり、しかも異なる取引時点間において、貨幣のもつ一般購買力が変動している場合にも、その事実が考慮外に置かれ、過去における実際取引時点の購買力をもつ貨幣単位がそのまま採用されるという意味で、「名目貨幣単位」または「歴史的貨幣単位」と呼ぶことができるものである⁽³⁾。

2. 取得原価基準

つぎに、取得原価主義会計においては、企業が保有し、または費消する資産は、当該資産を取得したときに、実際に支出された貨幣単位数で評価される。このことは、取得原価主義会計における資産評価基準が、上述した測定単位としての「名目貨幣単位」と一体不可分の関係にあることを示している。

すなわち、取得原価主義会計においては、資産（この場合の資産は非貨幣資産を指す）の取得時における評価額の決定方法として、取得資産そのものの「価値」を独立的に評価するという方法が採られるのではなくて、当該資産の取得に要した対価としての貨幣支出額をまず測定し、そのうえで、当該測定額を用いて、取得資産の評価額を従属的に決定するという方法が一般に採られるのである⁽⁴⁾。この場合、取得原価主義会計においては、測定単位として名目貨幣単

位が採用されるために、対価として支出された貨幣の名目単位数が、そのまま取得資産の評価額となるのである。

このように、資産を実際に取得したときに、現実には支出された貨幣額（すなわち名目貨幣単位数）は、一般に「取得原価」（歴史的な原価）と呼ばれる。取得原価主義会計という名称は、資産評価の基準として、この取得原価基準が採られる点を、とくに重視して与えられたものである^[5]。

なお、この取得原価主義会計における資産評価基準に関連して、付言しておかなければならない重要な点は、資産の取得時点における評価額が、上述のように、いったん取得原価にもとづいて決定されると、取得時点以後において当該資産の「価値」を再検討することも、取得原価主義会計では、原則として行われないということである。すなわち、資産の取得時点以後における会計問題としては、当該資産の取得原価のうち、どの部分が当期中の収益に対応するものとして費用化され、また、どの部分が次期以後の収益に見合う部分として繰り延べられるべきかを決定する問題のみが残されているにすぎないと考えられているのである。したがって、取得原価主義会計においては、資産の取得時点のみならず、それ以後の時点、すなわち費消時点または期末時点における資産評価基準も、当然に「取得原価基準」でなければならないとされるのである。

もっとも、取得原価主義会計においても、資産評価の基準として、当該資産の「価値」が採られる場合がありうる。棚卸資産の低価主義評価における正味実現可能価額や取替原価（再調達原価）の採用は、その一例である。しかし、この場合の価値基準は、当該資産の価値が原価よりも低落した場合にのみ、その採用が許容される例外的基準である。それは、取得原価主義会計における計算構造的論理から必然的に導き出される評価基準ではなくて、企業の財務的安全性または保守的経理の見地から、取得原価数値の部分的修正を試みようとするものであるにすぎない。取得原価主義会計が、資産評価基準として、基本的に依拠しようとしているものは「原価」であって「価値」ではないのである^[6]。

3. 名目資本概念

さらに、取得原価主義会計の計算構造を、企業が維持すべき資本の概念およびそれによって規制される期間利益の概念に関連づけて考察すると、まず、取得原価主義会計における「資本」の概念は、当該会計期間の期首における所有主持分を名目貨幣単位で測定した額として規定される⁽⁷⁾。これは期首における当該企業の資産および負債を、上述の取得原価基準で評価したうえで（つまり、資産をその取得に要した貨幣単位数で、また負債をその返済に要する貨幣単位数で評価したうえで）、それら両者の差額として求められる。この概念は、当該期首時点の名目貨幣単位数で表わされた資本という意味で、「名目資本概念」または「貨幣資本概念」と呼ばれる。

つぎに、この資本概念を前提とする限り、当該会計期間の期末において、企業が維持すべき資本の額を侵蝕することなく処分しうる「期間利益」の概念は、期末における所有主持分を、期首におけると同一の基準で測定するものとして、前者が後者を超える額として規定される。すなわち、期間利益は期首と期末の両時点における所有主持分を、それぞれ名目貨幣単位数で測定し、それら両者の差額として計算されるのである。

一方、この期間利益は、企業と外部者との日常的な取引事実に着目し、当該会計期間中に、生産物たる資産を売却することによって獲得した貨幣の名目単位数として測定される実現収益が、当該売却資産の取得に要した貨幣その他当該収益を獲得するために支出された貨幣の名目貨幣単位数として測定される費用を超える額として計算することもできる。

要するに、取得原価主義会計においては、期首における所有主持分の名目貨幣単位数が「資本」として規定され、かつ、当該会計期間中におけるその変動分が「期間利益」として把握されるわけであるが、後者の所有主持分の変動分は、当該会計期間中に生じた収益と費用の差額すなわち企業活動を通じて増減した貨幣の純額の名目貨幣単位数をその内容とするのである。

第3節 取得原価主義会計の有用性

ところで、上述のような計算構造をもつ取得原価主義会計は、少なくとも1930年代以降今日にいたるまで、半世紀に及ぶ長い年月にわたって、各国における公表財務諸表制度の立脚基盤を提供してきたものである⁽⁸⁾。たしかに近年における物価変動会計理論の台頭にともなって後述のようなさまざまな欠陥が指摘されてきているとはいえ、取得原価主義会計は、なお、基本財務諸表の基礎としての地位を失っていない。

実際、各国における物価変動会計論の動向をみても、その制度化の方針として、取得原価主義会計による財務諸表を基本財務諸表として堅持したうえで、物価変動会計情報を、その補足情報として開示するという方針が一般に採られているのである。

そこで、取得原価主義会計は、なぜ、これまで有用な会計システムとして一般に承認されてきたのか、そして、これからも、なお有用性をもちつづけると考えられているのか、その理由をつぎに検討しておきたい⁽⁹⁾。

まず、取得原価主義会計が有用な会計システムとして一般に支持されている最も有力な理由のひとつとして、それが検証可能な数値にもとづく情報を提供しうる会計システムである、という点をあげることができよう。

すなわち、取得原価会計数値は、上述のように、企業と外部者との間で実際に行われた取引の結果を反映したものであり、かつ、その数値は、当該取引に関する多くの物的証拠（注文書・送り状・請求書・領収書その他の証憑書類）によって裏づけられている。このため取得原価数値は、事後的にも、それら物的証拠によって取引事実を追跡し、その信憑性を確かめることができるものである。

このように検証可能な（追跡可能な）数値によって構成されている取得原価主義会計情報は、信頼しうる正確な情報であるとの確信をもって、これを提供し、あるいは利用することができるのである。

つぎに、取得原価主義会計においては、資産評価の基準として取得原価基準が採用されているのであるが、この基準を厳密に適用する限り、企業が保有する資産について生ずる未実現保有利得（保有資産の時価がその取得原価を超える額すなわち評価益）は、当然認識されないことになる。

このことは、取得原価主義会計における資産評価基準が、計算構造上、損益計算における実現主義と密接に結びついていることを示している。すなわち、取得原価主義会計においては、収益は、企業がその生産物たる資産を販売市場に提供し、これと引きかえに貨幣を受領することによってはじめて「実現」するものとみなされ、この実現収益（つまり、貨幣的裏づけのある収益）のみが損益計算上正当に計上しうる収益であると考えられているのである。このため、上記の未実現保有利得は、貨幣的裏づけの保証がないという理由で、損益計算から排除されるのである。

このように、未実現保有利得を損益計算上排除することは将来生ずるかも知れない不測のリスク（資産の評価益がその後の時価下落によって実現しなくなることもその一つである）に備えて、収益計上を可能な限り慎重に行おうとする保守主義思考に合致するものである。取得原価主義会計が一般に支持される有力な理由の第2は、この会計システムが本来的に備えている保守主義性に求められるのである。

第3に、取得原価主義会計は、これまで、多くの国々で公表財務諸表制度の基礎として採用されてきており、各国の会計界および産業界に属する多くの人々が、取得原価主義会計にもとづく財務諸表の作成およびその利用について慣熟しているという事実も、この会計が支持される大きな理由として見逃すことができない点である。たしかに取得原価主義会計については、これが採用されてきた長い年月を通じて、公準・原則・手続を含む数多くの会計規範が形成され、その理論体系の整備が行われるとともに、実際面においても豊富な経験が蓄積されてきている。このため取得原価主義会計情報は、理解可能性の高い情報として幅広い支持を得てきているのである。

もとより、取得原価主義会計に依拠する現行の公表財務諸表制度にも、多く

の欠陥や限界が存在する。しかし、そのような欠陥や限界についてさえも、財務諸表の作成者および利用者の双方において、一般によく理解されており、また許容されてきているのである。

さらに第4に、取得原価主義会計は、企業の受託責任（スチュワードシップ）の解明目的に適合するシステムであると一般に考えられている。

すなわち、企業は所有主から委託された貨幣を誠実に管理し、かつ、これを効率的に運用する責任を負っており、この責任の遂行状況を明らかにするため、企業が受託した貨幣について、①当該会計期間中におけるその増減変化と、②当該会計期末におけるその現状を正しく把握し、その結果を委託者に報告しなければならない。この場合、取得原価主義会計は、企業が受託した貨幣の一定単位数を支出することによって取得した資産、および、これを売却することによって獲得したより大きな単位数の貨幣を、それらの取引が実際に行われたときに、逐次、測定し記録することができる会計システムである。したがって、取得原価主義会計による測定・記録の結果は、企業が受託した貨幣の増減変化のプロセスを、その事実在即して把握したものであるという意味で上記①の目的に適合する。しかも、期末に存在する資産の取得原価基準による評価額は、当該資産の取得に要した貨幣単位数を示すものであるという意味で、上記②の受託した貨幣の会計期末における現状を明らかにするという目的にも適合する。

以上の結果、取得原価主義会計は、企業の受託責任の遂行状況を正確に解明しうる手段を提供するものであるといえるのである。

最後に取得原価主義会計は、実際取引に関する原初記録を保持するために必要不可欠のものであり、この原初記録こそ、その後の物価変動による影響額を具体的に測定するための基礎的データを提供するものである。したがって、かりに物価変動会計を公表財務諸表制度に導入する場合にも、取得原価主義会計システムを完全に放棄することはできないのである。

物価変動会計情報の利用者は、実際取引にもとづいて作成された取得原価主義会計数値と、物価変動の影響を反映した数値とを相互に比較することによっ